

# 令和5年6月1日現在の江戸川区の障害者である職員の任免の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という）第40条第2項の規定により、障害のある職員の任免状況について、下記の通り公表する。

なお、本区は法第42条の規定による特例の認定を受けていたため、教育委員会に勤務する職員を区長部局に勤務する職員とみなし、合算して通報している。

分類	項目	人数等
職員数	職員の数(短時間勤務職員を除く)	4,377
	短時間勤務職員の数	926
	計(職員の総数)	4,840
除外職員数	除外職員の数(短時間勤務職員を除く)	0
	短時間勤務除外職員の数	0
	計(除外職員の総数)	0
旧除外職員数	旧除外職員の数(短時間勤務職員を除く)	1,191
	短時間勤務旧除外職員の数	473
	旧除外職員の総数	1,427.5
除外率	現在設定されている除外率	5%
	基準割合	29%
	基準割合に基づく除外率	5%
	適用される除外率	5%
雇用率等	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	4,598
	障害者計	120
	実雇用率	2.61%
	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	0
その他	障害者雇用推進者	柴田 靖弘
	障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表している URL	下記のとおり
	<a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e011/kuseijoho/kohokusho/shogaishakatsuyaku.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e011/kuseijoho/kohokusho/shogaishakatsuyaku.html</a>	

※各項目は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第八条の規定に基づいて定められている「障害者任免状況通報書」(以下「様式」という)に準じている

※様式中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」は特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表とする

※「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは職員の総数から、職員の総数に除外率を乗じて得た数を控除した数のことである